

合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年8月9日(金)午後1時30分から午後2時50分

2 開催場所 市役所大会議室

3 出席委員 (11人)

会 長	14 番	福 嶋	求仁子
委 員	1 番	平 山	和 敬
〃	2 番	清 原	啓 喜
〃	3 番	上 野	育 夫
〃	4 番	平 野	昭 代
〃	6 番	村 上	幸 記
〃	8 番	齋 藤	典 夫
〃	10 番	城	英 夫
〃	11 番	青 木	恵 夫
〃	12 番	岡 田	政 広
〃	13 番	坂 口	正 子

4 欠席委員 (2人)

5 番 高島委員、7 番 長野委員

5 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第1号報告 農地法第5条第1項第6号の規定によ農地転用(届出)について

第2号報告 非農地判断について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 上 野 茂

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それではただいまより令和6年8月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、福嶋会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福嶋求仁子君） 皆さんこんにちは。きのう起きました地震にはびっくりしました。宮崎で震度6弱。この地震によって次の南海トラフがもし起きたら、巨大地震でマグニチュード9クラスになるかもしれない。そうなると熊本でもこの前起きた熊本地震程度の6弱程度は揺れるのではないかと新聞に載っておりました。新たに備えを見直していかないといけないと思っております。熊本地震の時は気候がよくて助かりましたけれども、このような暑さで発生し電気が止まれば、関連死が増えるのではないかと心配されます。

さて9月10日までには本年度の利用状況調査の確認が必要です。もう終わられたところもあるかと思いますが、暑いなかですが農地の見回りをお願いします。本日は8月の農業委員会総会でございます。最後まで慎重審議をいただきますようお願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は5番 高島委員、7番 長野委員以上2名から欠席の連絡が入っておりますので、農業委員13名中11名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がお揃いでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

—————○—————

（1）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、8番 齋藤委員、10番 城委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

—————○—————

（2）農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員1番 平山委員、2番 清原委員、3番 上野委員、10番 城委員、11番 青木委員、13番 坂口委員、推進委員12番 山崎委員、15番 緒方委員、20番 清原委員、21番 内平委員以上10名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

（3）議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農家住宅への転用です。

議案書別紙の3ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、西合志中央小学校の南東、上生川の西側に位置する農地です。

次の4ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地は、既に住宅及び農業用倉庫が建設されている状況でした。始末書が提出されておりまして、申請者は農業従事するうえで利便性を考え、平成19年に許可を得て農業用倉庫を建てられました。平成24年にその倉庫横に許可を得ず自宅を増築しました。これにより、違反転用が発生しましたが、農地法の理解誤りが原因であると認識されており、今後は法を遵守するとされています。建物については建築確認申請を行い、違法建築物ではないことが確認されています。

5ページが配置図です。申請者は農業を営む個人で、当該土地に農家住宅を建築する追認案件です。

6ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の7ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の団体の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、申請者は今回申請する農地と同じ集落内に住まいがあり、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員1番、平山委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年7月31日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の周囲は農地に接しておりますが、土砂流出に留意されており、現時点での周辺農地への影響は見られないため、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。

ただいま、事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方か

ら何かご意見、質疑はございませんか？

○8番（齋藤典夫君） 議案書別紙の6ページ、調査書の（2）一般基準の3番の検討結果の根拠となる資料・理由等で許可を受けずにとあるが、これは農業委員会の許可でしょうか

○議長（福嶋求仁子君） はい、それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局 開発許可は不要ですので、農業委員会の農地転用許可と建築確認が必要でした。建築確認は先に申請をされていたので、今回、農地転用の許可を取られて是正されたということになります。

○8番（齋藤典夫君） こういうことは建築確認を市に出すと思いますが、その時に都市計画課か建設課などでチェックはないのですか。

○議長（福嶋求仁子君） 局長より説明をお願いします。

○事務局長 4ページの写真で見ますと、左側の大きな建物は農業用倉庫できちんと転用許可を取って建てられていまして、建築確認の手続きもなされております。右側の平屋建ての建物については、この方は以前大工などをされておられた方で、技術的に建てることができるということで、ちょっと建て増しするくらいなら大丈夫だろうという安易な気持ちでご自身のお住まいを自ら建築されたということです。法律でいうと、この農家住宅の部分につきましては転用の許可を取っていない、建築許可も取っていないということで、農地転用を追認でお願いしますというお話も本人より以前からあっておりました。その時の対応としましては、農地転用だけではないですよ、建築確認をとらなければ農地転用もできませんよという指導をしまして、建築確認は先に県北広域本部に手続きをされましたので違法建築物ではなくなっています。そして今回、追認案件ではありますが、転用の許可申請をされたということであります。

○8番（齋藤典夫君） 私の記憶では4坪程度の増築部分については確認申請が必要という認識でしたので質問しました。以上です。

○議長（福嶋求仁子君） その他ご意見・ご質問はありませんでしょうか。

○4番（平野昭代君） 公共下水道につないであります、その時点で建築確認や農地転用の許可がないと繋げませんよということはないんでしょうか。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局、お願いします。

○事務局長 下水道接続申請の際にその点を確認しているかにつきましては所管課に確認を取ってまた後日ご報告させて頂きたいと思います。

○議長（福嶋求仁子君） 採決を行います。第1号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第1号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は個人住宅への転用です。

議案書別紙の8ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、西消防署の南、国道387号線の東側に位置する農地です。

次の9ページが申請地の現況です。

10ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地に個人住宅を建築する計画です。

11ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の12ページに示しておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である庄嶋医院及び公益的施設である愛泉保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（清原啓喜君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年7月31日の午前、私と清原推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の北側に農地が接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど土砂流出に留意するとのことでしたので、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

(なしの声あり)

- 議長(福嶋求仁子君) ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号2は原案のとおり可決されました。

- 議長(福嶋求仁子君) 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

- 事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は工業団地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の13ページをお願いします。図面中央の赤色点線部分が開発区域で赤色着色部分が番号1の申請地で、東京エレクトロン九州(株)の西側にあり、菊池病院の東に位置する農地です。

次の14ページが申請地の現況です。

15ページが配置図です。申請者は市で、当該申請地を売買により取得し、2区画併せて約11haの市営工業団地を整備する計画です。造成工事完了後は、公募にて製造業や物流業を営む入居企業を募集し分譲する予定です。

16ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の17ページにお示ししておりますとおり、申請地は土地改良区事業等の施行区域の農地であるため甲種農地となります。甲種農地は原則転用することは出来ませんが、例外規定である農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき計画を策定し、その計画区域内であるため転用可能となっております。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律につきまして併せてご説明いたします。農村地域への産業の導入に関する法律は、農村地域における産業振興のための法律です。この法律は、農村地域において産業の創出や育成を促進し、雇用創出、地域の活性化、農業の支

援などといった目的を持って制定されています。

この法律により、地方自治体は、農村地域において産業の振興を図るために、企業誘致や地域産業の育成支援などの施策を実施することができます。また、地域の資源や特性を生かした産業の創出や、農業と産業の統合などの取り組みも推進されます。

事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の11番 青木委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（青木恵夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年7月31日の午後、私と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の南や西側は農地に接しておりますが、6m以上の開発道路を施工し、土砂流出に留意するとのことでした。合志土地改良区とも協議のうえでの利用計画であるため特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の7ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場へ転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の18ページをお願いします。図面中央下側の太枠斜線部分が所有権移転番号2

の申請地で、熊本国府高校第2グラウンドの南西側、楓の森小・中学校の南東に位置する農地です。

19 ページが申請地の現況です。

20 ページが配置図です。申請者は主に不動産業を行う法人で、当該申請地を売買により取得し、宅地整地用の山砂を置くための資材置場とする計画です。

21 ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の22 ページにお示ししておりますとおり、申請地は約0.4haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の3番 上野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（上野育夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年7月31日の午後、私と山崎推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部に農地が接しておりますが、現在道路に土砂が流れて出している分は解消し、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君）　続きまして第5号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律　第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。

つきましては、その当事者であります、2番清原委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君）　続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局　それでは説明申し上げます。議案書の7ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は就労継続支援A型事業所への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の23ページをお願いします。図面中央左側の太枠斜線部分が番号3の申請地で、合生住宅の南側で、県道大津植木線の南に位置する農地です。

次の24ページが申請地の現況です。

25ページが配置図です。申請者は主に医療施設や福祉事業を営む法人で、当該申請地を売買により譲り受け、ジェラートの製造販売する就労継続支援A型事業所を建設する計画です。

21ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の22ページにお示ししておりますとおり、申請地は約8.9aの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君）　事務局の説明に関連しまして、担当地区の10番　城委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（城英夫君）　それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年7月31日の午前、私と清原推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の西側に農地が接しておりますが、接している農地は既に5条の転用許可済みです。周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのこと、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（福嶋求仁子君）　ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

(なしの声あり)

- 議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。議案の審議が終わりましたので退席中の委員さんは着席されますよう案内をお願いします。

- 議長（福嶋求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号4につきまして、事務局に説明を求めます。

- 事務局 それでは説明申し上げます。議案書の7ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、親族間の贈与による所有権移転です。

議案書別紙の28ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号4の申請地で、みずの内科・血圧心臓クリニックの西側にあり、セブンイレブン合志黒石原の南に位置する農地です。

次の29ページが申請地の現況です。

30ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を祖母から売買により譲り受け、個人住宅を建築する計画です。

31ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の32ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である「みずの内科・血圧心臓クリニック」及び公益的施設である「ひかりの丘保育園」が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の3番 上野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（上野育夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年7月31日の午後、私と山崎推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部に農地が接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4は原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の7ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農機具倉庫への転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の33ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、辻区公民館の南西側、弁天山の東に位置する農地です。

次の34ページが申請地の現況です。

次の35ページが配置図です。申請者は個人で、当該土地を賃借により借受け、マニアスプレッダー等農機具を置く仮設パイプによる簡易的な倉庫を整備する計画です。申請者を代表とする4名からなる任意団体の組合で使用されていた農業用資材倉庫が、中九州横断道路の道路用地として収用されたために、移転が必要になり今回の計画となりました。

36 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 37 ページに
示しておりますとおり、申請地は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農
用地となり原則転用することは出来ませんが、例外規定の「農振法に規定する農用地利用計
画に指定された用途」に該当するため許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、

1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況に
ついてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 13 番 坂口委員に現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○13 番（坂口正子君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年7月31日の午前、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請
代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地は、農振農用地区域となり周囲は農地に接しておりますが、砂利敷きし雨水は浸透
させ、土砂等が流出しないように努めるとのことです。また、西合志土地改良区と協議のう
えでの利用計画であるため特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願ひし
ます。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方か
ら何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2
号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について、承認す
ることに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議
案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決さ
れました。

○議長（福島求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用
につきまして上程いたします。賃借権設定番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の7ページをお願いいたします。

賃借権設定番号 2 の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的はコンビニエンスストアへの転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の 38 ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号 2 の申請地で、南原住宅の南側、県道菊鹿線の東に位置する農地です。

次の 39 ページが申請地の現況です。

次の 40 ページが配置図です。申請者はコンビニエンスストア業を営む法人で、当該土地を借受け、隣接する雑種地を含めた総事業面積約 0.2ha の土地にコンビニエンスストア 1 棟を整備する計画です。

41 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 42 ページにお示ししておりますとおり、申請地は約 4.8ha の農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない 10ha 未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第 2 種農地となり許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、

1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いましたが無問題です。

事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 1 番 平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和 6 年 7 月 31 日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の周囲は農地に接しておらず、6m 以上の道路に囲まれています。土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、賃借権設定番号 2 について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福島求仁子君） ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第 2 号議

案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、賃借権設定番号 2 は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君）　続きまして第３号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書 8 ページをお開きください。

第3号議案 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次の 9 ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の 8 月総会分、右側が令和 6 年 1 月、第 1 回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の 10 ページは利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。

次に 11 ページをご覧ください。今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は 13,504 m²です。

次の 12 ページをご覧ください。今月の利用権設定申出書・計画書の件数は 3 件です。1 番が再設定です。2 番から 3 番が新規です。貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a 当りの賃借料の順に説明いたします。

番号	1、賃借権、飼料	5年	5,000 円 (2筆)
----	----------	----	--------------

番号 2、賃借権、イチゴ 10年 30,000円

番号 3、賃借権、飼料 5年 15,000円

次の 13 ページをご覧ください。所有権移転です。2 件あります。

以上第４号議案は農業経営基盤強化促進法第１９条第４項の各要件を満たしていると考えられます。

最後に農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は10件 22,570㎡でございます。内契約予定件数が10件 22,570㎡でございます。今回の10件すべて、次の契約が予定されております。

これで第3号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君）　ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(ありません)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。所有権移転番号1について、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明します。議案書の14ページをお開き願います。

今回、市街化区域内の農地転用5条届出につきましては3件の届出がっております。

まず所有権移転番号1です。場所を説明します。議案書の16ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。須屋市民センターの南西側に位置する農地です。住宅用地への転用です。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。所有権移転番号2について、事務局に説明を求めます。

○事務局 次に所有権移転番号2です。場所を説明します。議案書の17ページをお開きください。こちらが番号2の届出地になります。九州自動車道沿いに位置する農地です。住宅用地への転用です。

現在は駐車場として使用しており、「農地法についての知識が乏しく、地目変更の許可申請がされていなかったため畑のままとなっております。今後はこのようなことがないように農地法を順守します。」との始末書が提出されています。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(福嶋求仁子君) ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長(福嶋求仁子君) 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。賃借権設定番号1について、事務局に説明を求めます。

○事務局 次に事案書15ページをお開きください。賃借権設定番号1です。場所を説明します。18ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。須屋市民センターの南側に位置する農地です。保育所建設に伴う工事事務所への転用になります。事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(福嶋求仁子君) ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長(福嶋求仁子君) 続きまして、第2号報告、非農地判断につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の19ページをお願いいたします。

農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました農地につきまして報告いたします。今回非農地と判断したのは一覧表のとおりです。20ページをご覧ください。番号1と番号2の位置図になります。番号1と番号2は隣接しており、野々島市民センターの西の方向にある農地です。現況写真をみていただくとわかります通り、竹が密集して生えており、傾斜になっているため、今後農地としての利用は見込めない状況です。

以上、非農地判断となりました農地の地権者の方には、地目の変更を法務局で行っていただくよう通知しています。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。ただいま、事務局から第2号報告、非農地

判断についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第2号報告、非農地判断につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

4 閉 会

○事務局長 長時間にわたります慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和6年8月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。
皆さん大変お疲れ様でした。

—————○—————

閉 会 午後2時50分